

入札公告

平成25年10月11日

独立行政法人労働安全衛生総合研究所
理事長 前田 豊

- 1 競争入札に付する事項
件名及び数量
「多目的構造強度／信頼性実験室改修のための整備工事 一式」
- 2 競争参加資格に関する事項
 - (1) 契約を締結する能力を有しないと認められる者又は破産者で復権を得ていない者でないこと。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者はこの限りではない。
 - (2) 以下の一に該当すると認められる場合は、その事実があった後2年間を経過している者であること。なお、これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。
 - ① 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。
 - ② 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者。
 - ③ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者。
 - ④ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者。
 - ⑤ 正当な理由が無くて契約を履行しなかった者。
 - ⑥ ①～⑤の一に該当する事実があった後2年間を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他使用人として使用した者。
 - (3) 平成25・26年度の厚生労働省競争参加資格において、厚生労働省大臣官房会計課長より「建設工事」のうち「建築一般」、「電気」又は「機械器具設置」でA、B、C又はD等級に格付けされている者。
 - (4) 下記3の入札説明会及び現場見学に参加していること。
 - (5) 官庁から指名停止を受けている期間に該当しない者。
 - (6) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、官公署から排除要請があり、当該状態が継続しているものではないこと。
- 3 入札説明会及び現場見学の日時並びに場所
日時 平成25年10月24日(木) 14:00
場所 独立行政法人労働安全衛生総合研究所清瀬地区
本部棟3階 総務課会議室
入札説明会及び現場見学に参加する場合は、平成25年10月23日(水) 17時まで
に当研究所総務課経理第一係へ連絡すること。
- 4 入札及び開札の日時及び場所
日時 平成25年11月7日(木) 10:30
場所 独立行政法人労働安全衛生総合研究所 本部棟3階 総務課会議室
- 5 仕様書に対する質問
仕様書に対する質問がある場合は、次に従い提出することができる。
 - (1) 受付期間及び方法
平成25年10月31日(木) 17時00分まで

FAX (A4、様式自由) にて受け付ける。

(2) 受付先

住所：東京都清瀬市梅園1-4-6

独立行政法人労働安全衛生総合研究所総務部総務課 経理第一係

TEL：(042) 491-4512 (内線：229)

FAX：(042) 491-7846

(3) 回答

平成25年11月5日(火)までに回答する。

5 その他

(1) 入札保証金に関する事項

入札保証金の納付を免除する。

(2) 入札の無効

上記2に示した競争参加資格を有しない者のした入札は、これを無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要。

(4) 契約に係る情報の公表に関する事項

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、別紙のとおり、当研究所との関係に係る情報を当研究所のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

以 上

＜独立行政法人の契約に係る情報の公表＞

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当研究所との関係に係る情報を当研究所のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 当研究所において役員を経験した者(役員経験者)が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者(課長相当職以上経験者)が役員、顧問等として再就職していること
- ② 当研究所との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること

※ 予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ① 当研究所の役員経験者及び課長相当職以上経験者(当研究所OB)の人数、職名及び当研究所における最終職名
- ② 当研究所との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当研究所との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当方に提供していただく情報

- ① 契約締結日時点で在職している当研究所OBに係る情報(人数、現在の職名及び当研究所における最終職名等)
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当研究所との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内(4月に締結した契約については原則として93日以内)

(5) その他

応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了承ください。

入札説明書

- 1 競争に付するもの
「多目的構造強度／信頼性実験室改修のための整備工事 一式」
- 2 工事の内容・規格・数量
仕様書のとおり。
- 3 履行期限及び場所
期限 平成26年1月31日（金）
場所 独立行政法人労働安全衛生総合研究所（清瀬地区）
- 4 支払条件
履行完了の確認をもって支払うものとする。
- 5 入札心得
 - (1) 入札価格は、本件の履行にかかる費用の総額に消費税等相当額を加えた金額とする。
 - (2) 落札者は、当法人の定める予定価格の制限の範囲内で最低価格を提示した者とし、当該入札価格をもって落札金額とする。
 - (3) 入札書の形式は任意とする。（参考：別紙様式1）
 - (4) 入札書の宛名は、「独立行政法人労働安全衛生総合研究所理事長」宛とすること。
 - (5) 入札書には、社名及び代表者名の記入、社印及び代表者印を押印すること。
 - (6) 代表者以外の者が入札する場合は、委任状を持参すること。（参考：別紙様式2）
 - (7) 入札書における金額訂正は行わないこと。
 - (8) 入札の最低価格が予定価格を超えている場合はその場で再度入札を行うので、そのための入札書を用意すること。
 - (9) 落札とすべき同額の入札をした者が2人以上いるときは、直ちに当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。
- 6 入札者に求められる義務
 - (1) この入札に参加を希望する者は、入札公告2（3）の競争参加資格を有することを証明する書類を平成25年11月5日（火）までに提出しなければならない。
 - (2) 入札公告3の入札説明会及び現場見学会に参加すること。
- 7 その他
入札説明書についての不明点、入札書類等に関することは独立行政法人労働安全衛生総合研究所総務部総務課経理第一係に問い合わせ下さい。
TEL：042-491-4512（内線：229）松下、櫻井

以 上

入 札 書

独立行政法人労働安全衛生総合研究所 理事長 殿

1 件 名

「多目的構造強度／信頼性実験室改修のための整備工事 一式」

2 金 額 　　¥

— (税込)

上記のとおり入札いたします。

平成 2 5 年 　　月 　　日

入札者 住 所
社 会 名
代 表 者 名
代 理 人 名

印
印

委任状

独立行政法人労働安全衛生総合研究所 理事長 殿

は を代理人と定め、下記の行為を行う権限を委任します。

記

1 委任する行為

「多目的構造強度／信頼性実験室改修のための整備工事 一式」の一般競争入札に係る入札書の提出に関する一切の行為

2 委任する期日

平成 年 月 日

平成 年 月 日

住 所
会 社 名
代 表 者
代理人氏名

印
印

仕様書

1 件名

多目的構造強度／信頼性実験室改修のための整備工事 一式

2 工事場所

東京都清瀬市梅園 1－4－6

独立行政法人労働安全衛生総合研究所（清瀬地区）

材料・新技術安全実験棟（以下「材料棟」という。） 1階

構造強度実験室及び環境・高温強度実験室

3 適用事項

工事に当たっては、次の内容を適用すること。

(1) 作業時間は午前 8 時から午後 5 時までの間とする。土曜日、日曜日及び祝日に工事は行わないこと。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合には、この限りではない。

(2) 本工事に使用する機材は、特記なき場合は全て新品とし、日本工業規格品若しくは同等品等で監督職員の承諾したものを使用すること。

(3) 施工日程については、事前に工程表を提出し、監督職員の承認を受けること。

(4) 当該改修工事と連動して、今後も使用する疲労試験機、油圧ユニット等については移設することとしている（別紙 4 参照）。

双方の業務が円滑に行うことができるように努め、移設を担当する業者と十分打ち合わせができるだけの体制を整えること。

(5) 工事内容は下記 4 及び別紙 1～3 のとおりであるが、図面及び仕様書が現場と相違する場合、その他記載のない場合、又は疑義が生じた場合は監督職員の指示に従うこと。

4 詳細仕様

(1) 既存施設の撤去及び廃棄

以下の不要設備を撤去の上廃棄すること。

ア パーティション

- ① 構造強度実験室及び環境・高温強度実験室を間仕切りしているパーティションを撤去し、廃棄すること。パーティション基台は床に埋設してあるので、コンクリートの床をはつり、基台から撤去すること。はつった後の床は、コンクリートで補修して周囲の床と同一の高さとし、現状同様の塗装をすること。
- ② パーティションには、コンセント、電話線、アース線、換気扇スイッチ、LAN ケーブルが設置されているので、コンセント、電話線モジュージャック、アース線は床に設置すること。なお、コンセント、電話線モジュージャック、アース線は床面と同一の高さとし、塵芥が侵入しないようにすること。LAN ケーブルおよび換気扇スイッチは、実験室北側の柱に沿わせて固定すること。

イ 実験設備

① 200kN 疲労試験機用油圧ユニット

材料棟北側の油圧ユニット室に設置された鷺宮製作所製の200kN疲労試験機用油圧ユニットを撤去し、廃棄すること。油圧配管及び冷却水配管、電気配線は取り外されているが、作動油は油圧ユニットの中に入った状態であるので、併せて廃棄すること。

② 300kN 疲労試験機用油圧ユニット

材料棟北側の油圧ユニット室に設置された島津製作所製の300kN疲労試験機用油圧ユニットを廃棄すること。なお、油圧及び冷却水配管、電気配線は取り外されていないので、撤去の際は、これら配管及び配線を適切に処理し、不要なものは廃棄すること。また、作動油は適切に処理し、廃棄すること。

③ 300kN 疲労試験機用電源装置

環境・高温強度実験室に設置された島津製作所製300kN疲労試験機の電源を廃棄すること。また、電気配線は配電盤から撤去し、廃棄すること。

④ 300kN 疲労試験機用クーリングタワー

油圧ユニット室東側に設置された島津製作所製300kN疲労試験機の冷却用クーリングタワーを撤去し、廃棄すること。なお、冷却水の配管及び電気配線は取り外されていないので、漏水および感電の危険性がないよう適切に処理すること。

⑤ 100kN 疲労試験機用油圧ユニット

材料加工室に設置されたインストロン社製100kN疲労試験機8516の油圧

ユニットを撤去し、廃棄すること。なお、油圧及び冷却水配管、電気配線は取り外されていないので、撤去の際は、これら配管及び配線を適切に処理し、不要なものは廃棄すること。配管を撤去した後の壁の穴はコンクリートで補修し、塞ぐこと。また、油圧ユニット中の作動油は適切に処理し、廃棄すること。

⑥ 100kN 疲労試験機用クーリングタワー

材料棟西側に設置されたインストロン社製 100kN 疲労試験機 8516 の冷却用クーリングタワーを撤去し、廃棄すること。なお、冷却水の配管及び電気配線は取り外されていないので、漏水および感電の危険性がないよう適切に処理し、不要なものは廃棄すること。

⑦ サート試験機

構造強度実験室に設置されたトーシン工業製サート試験機一式を撤去し、廃棄すること。

(2) 新設工事

ア 防塵工事

- ① 材料棟 1 階の構造強度実験室及び環境・高温強度実験室と、材料加工室及び熱処理室の間に出入口を備えた壁を設置すること。出入口の大きさは、大型の実験装置を搬入することを考慮し、十分な大きさを確保すること。
- ② 材料棟 1 階西側のドア内側に、外部から塵芥が侵入しないよう前室を設け、ドア上部のスリットは塞ぐこと。前室は、大型実験装置を搬入することを考慮し、西側ドアと同等の大きさのドアを設置し、入口スロープにかからないよう十分大きくすること。

イ ピット工事

- ① インストロン社製 500kN 疲労試験機 8803 を設置するため、別紙 3 に示す位置に、床に幅 2m、奥行き 3m、深さ 0.6m のピットを作製すること。
また、床の既存のパイプスペースからピットまで、油圧配管、冷却水配管、電気配線を通すパイプスペースを作成すること。ピットは、500kN 疲労試験機 8803 を設置するのに十分な強度を有する鉄筋コンクリートで製作すること。
- ② ピットと 500kN 疲労試験機の隙間は、床と同一の高さに、作業者が 2～3 名乗って作業しても支障のない強度の蓋を設置すること。また、パイプスペースには作業員 1 名が乗って作業しても支障のない強度の蓋を、床と同一の

高さに設置すること。

- ③ 25kN 疲労試験機「8872」の油圧配管を通すために、別紙3に示すように床にパイプスペースを作成すること。

また、パイプスペースには作業員1名が乗って作業しても支障のない強度の蓋を、床と同一の高さに設置すること。

- ④ ピット工事に当たっては、既存の実験施設や稼働中の実験施設に塵芥がつかからないよう、周囲に十分な養生を施すこと。

5 履行期限

平成26年1月31日

【工事仕様】

1 共通仕様

本仕様に記載されていない事項については「公共建築工事標準仕様書機械設備工事編・公共建築設備工事標準図機械設備工事編・公共建築設備工事標準仕様書電気設備工事編」（いずれも最新版）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）による。

使用する部材、工法、廃棄物処理等についてはグリーン購入法に適合するよう努めること。

2 法令等の取扱

本工事を施工するにあたり法令等に制限を受ける場合には、該当法令等を遵守すること。

3 シックハウス対策

本工事に使用する材料は、規制対象外材料（F☆☆☆☆）のみを使用できるものとする。

4 軽微な変更

軽微な変更を行う場合は、担当者の指示による。この場合請負金額の増減は行わない。

5 施工日程

施工日程については事前に担当者と協議し決定すること。

6 光熱費

工事中の電力・水道・ガス等は原則として支給する。

7 近隣対策

近隣に対しては、工事中迷惑をかけないように十分考慮して施工する。万一実害、クレーム等があった場合は、請負者の負担において速やかに解決すること。

8 補償

竣工後1か年間に、工事上の不備、不手際を生じた場合は、無償で速やかに解決すること。

9 現場復旧

工事のため破損或いは損傷した部分は、担当者と打ち合わせの上、指定の仕様で速やかに復旧すること。

10 現場管理

施工者は、「労働基準法」「労働安全衛生法」「建築基準法」「消防法」「電気技術基準」等その他関係法令に従って工事現場を管理し、労務の安全、衛生、その他風災害、火災、盗難、風紀、その他の公害防止には注意すること。

11 廃棄物処理

発生材は速やかに搬出すること。止むを得ず工事用地内に一時的に集積する場合は、安全の確保・粉じんの防止等の措置をとり、かつ整頓に努めて異種の発生材の混合を防ぐこと。

また、関係法令に従って適法に処理し、必要に応じて産業廃棄物マニフェストを提出すること。このことは撤去工事による発生材の他、端材・梱包・工事従事者が現

場で出すゴミ等についても同様とする。

12 現場養生等

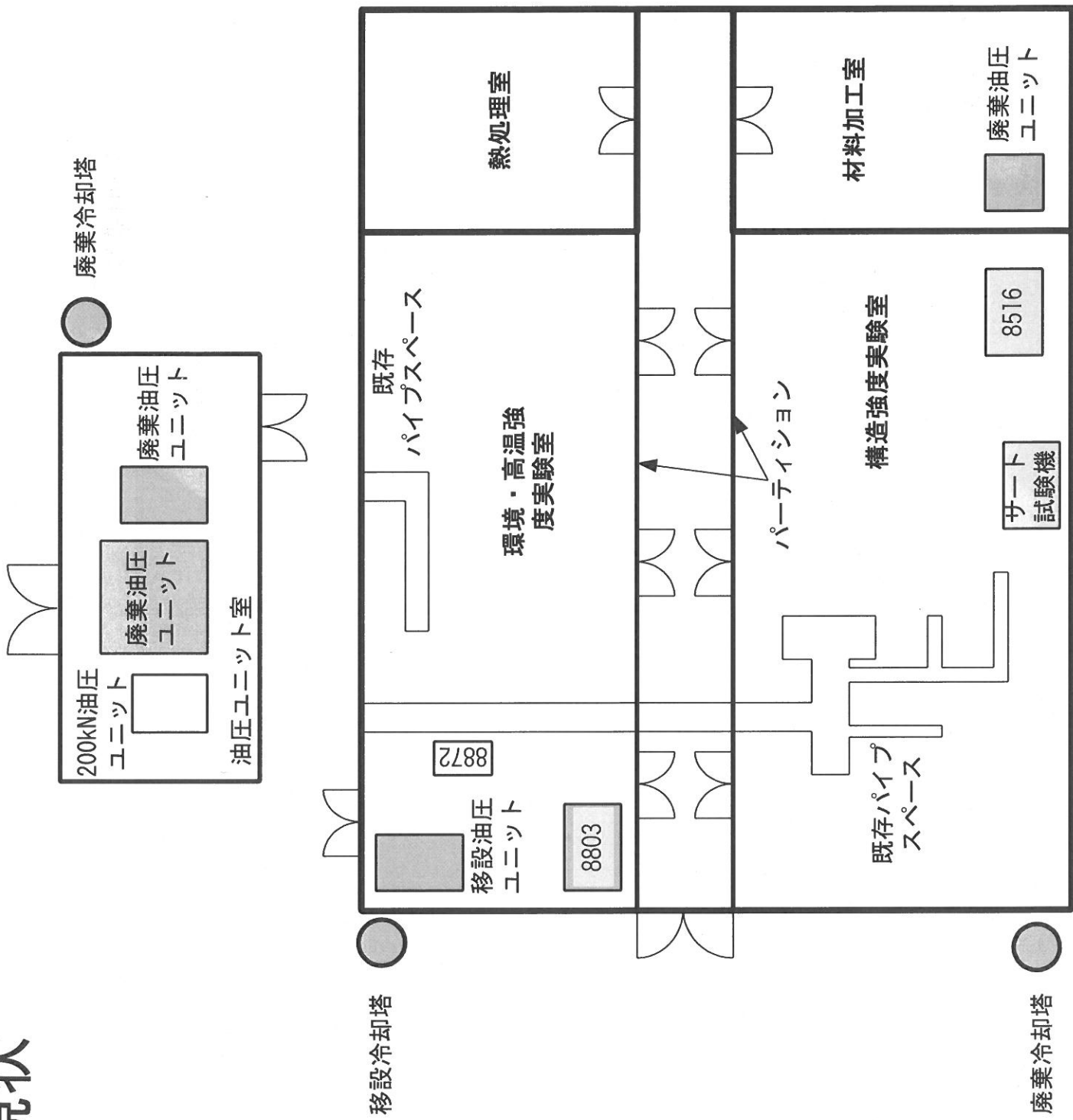
工事範囲及び搬入、搬出経路について適切に養生・清掃を行うこと。

13 検査

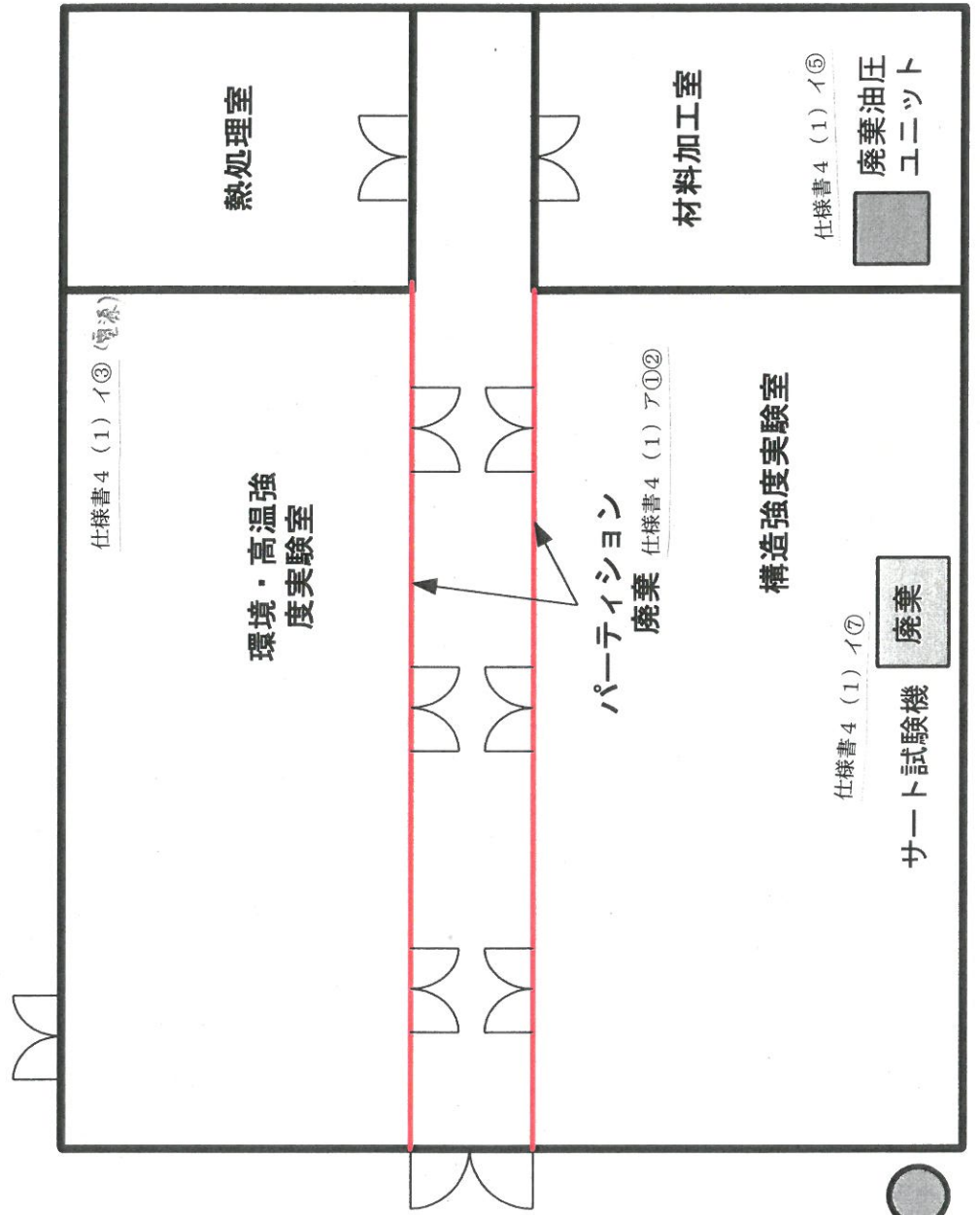
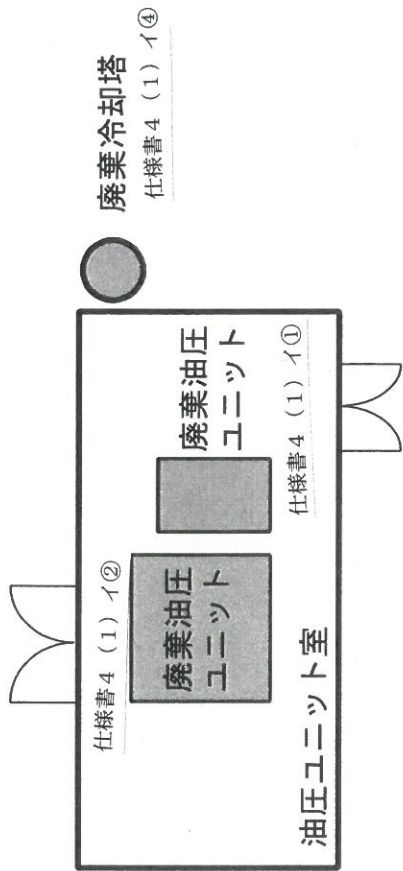
請負者は工事完了時に検査職員の竣工検査を受け、検査に受からなかった箇所については、速やかに指示に従い補修すること。

以 上

別紙1 現状

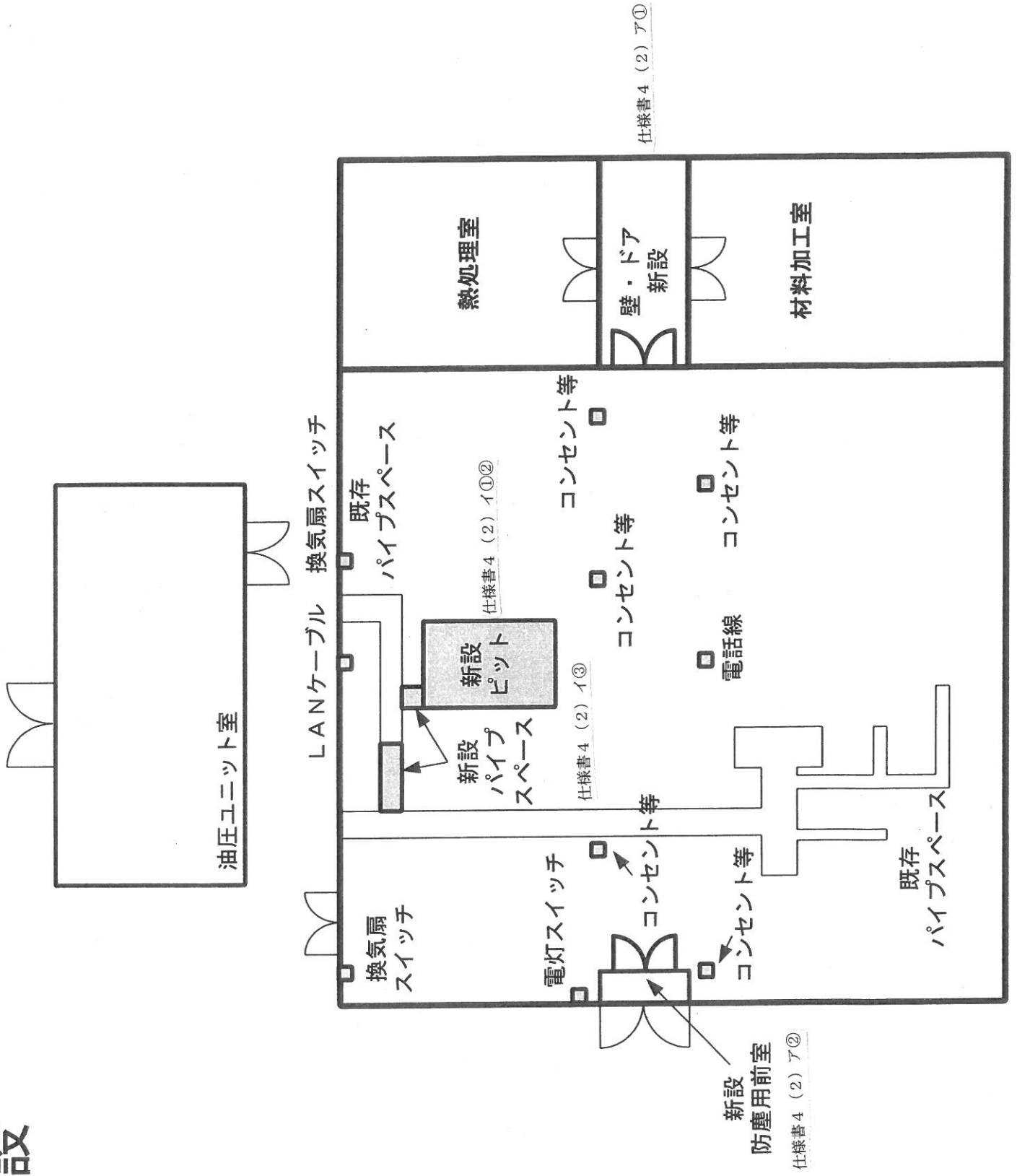


別紙2 廃棄



仕様書 4 (1) イ⑥
廃棄冷却塔

別紙3 新設



別紙4 移設

